

## 不動産鑑定業者（国土交通大臣登録）の変更の登録

手 続 名	不動産鑑定業者（2以上の都道府県に事務所を設けている場合に限る）の変更の登録
手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第27条、第23条、第24条、第25条及び第54条
手続対象者	国土交通大臣登録の不動産鑑定業者で登録事項（名称または商号、役員、事務所の所在地・名称、専任の不動産鑑定士など）に変更があった者
提出時期	変更があったとき遅滞なく。
提出方法	申請書を下記の提出先の窓口へ提出してください。
手 数 料	なし
添付書類・部数	<p>主な変更事項により概ね次のとおり。</p> <p>&lt;法人の代表者、役員&gt;</p> <p>①法第25条各号に該当しないことを誓約する書面〔代表者：添付①、②〕〔役員のみ：添付②〕</p> <p>②登記事項証明書</p> <p style="padding-left: 2em;">就任のみの場合は、現在事項一部証明書（役員に関する事項のみでよい。）とします。</p> <p style="padding-left: 2em;">退任を含む場合は、履歴事項一部証明書（役員に関する事項のみでよい。）とします。</p> <p>③登録申請者（役員）の略歴書〔添付⑳、③、⑤〕</p> <p>&lt;専任の不動産鑑定士&gt;</p> <p>①法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面（専任の不動産鑑定士の辞令など）</p> <p>②事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書〔添付⑳、④、⑤〕</p> <p>&lt;事務所の新設&gt;</p> <p>①登記事項証明書（事務所が登記されている場合）（現在事項一部証明書：従（主）たる事務所の部分のみでよい。）</p> <p>②法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面（専任の不動産鑑定士の辞令など）</p> <p>③事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書〔添付⑳、④、⑤〕</p> <p>④事務所案内図</p> <p>⑤事務所を確認する書面（事務所が商業登記されていない場合、賃貸借契約書など）</p> <p>&lt;事務所の移転&gt;</p> <p>①登記事項証明書（事務所が商業登記されている場合）（現在事項一部証明書：従（主）たる事務所の部分のみでよい。）</p> <p>②事務所案内図</p> <p>③事務所を確認する書面（事務所が商業登記されていない場合、賃貸借契約書など）</p> <p>&lt;名称又は商号&gt;</p> <p>①登記事項証明書（現在事項一部証明書：商号又は名称の部分のみでよい。）</p> <p>○部数は、申請書・添付書類とも正1通、副2通及び事務所のある都道府県の数の写しを提出してください。</p>
申請書様式	<p>変更登録申請書</p> <p>なお、申請書の宛先名は、主たる事務所のある都道府県を管轄する下記の地方整備局等〔*1〕の長となります。</p>
記載要領・記載例	次のとおり。なお、詳細については下記の相談窓口へお問い合わせください。
提 出 先	主たる事務所を管轄する都道府県の不動産鑑定事務担当課を経由して提出してください。
受付時間	上記の提出先の窓口にお問い合わせください。
相談窓口	提出先の都道府県・地方整備局等の不動産鑑定事務担当課、または国土交通省土地・建設産業局地価調査課鑑定評価指導室
審査基準	不動産の鑑定評価に関する法律等の法令の定めるところによります。
標準処理期間	3週間
不服申立方法	行政不服審査法の規定によります。

申請書の宛先となる地方整備局等及び登録免許税納税機関の名称等

住所地の都道府県名（書類の經由都道府県）	地方整備局等〔*1〕	
北海道	北海道開発局	
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	東北地方整備局	
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県	関東地方整備局	
新潟県、富山県及び石川県	北陸地方整備局	
岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県	中部地方整備局	
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	近畿地方整備局	
鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	中国地方整備局	
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	四国地方整備局	
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	九州地方整備局	
沖縄県	沖縄総合事務局	